

# 御殿場市水防計画

(令和4年度修正)

御 殿 場 市



# 目 次

第1章 総則	
第1節 目的	1
第2節 用語の定義	1
第3節 水防の責任等	1
第4節 安全配慮	2
第2章 市の水防組織	3
第3章 避難	
第1節 避難の指示	5
第2節 避難のための立退き計画	5
第4章 決壊・越水等の通報及び決壊後の処置	
第1節 決壊・越水等（被害情報）の通報	6
第2節 決壊・越水後の処置	6
第5章 重要水防箇所	6
第6章 資機材及び設備の整備運用並びに輸送	
第1節 資機材及び設備の整備	7
第2節 輸送の確保	7
第7章 通信連絡	
第1節 水防通信連絡系統	7
第2節 水防情報の受理伝達	7
第3節 広報活動	8
第4節 災害時優先電話について	9
第8章 水防活動に必要な気象等の予報及び警報	10
第9章 水防活動	
第1節 水防本部が設置されるまでの態勢	12
第2節 非常配備	12
第3節 水防信号及び水防標識並びに身分証票	13
第4節 降雪への対応	14
第5節 水防配備の解除	14

第10章	協力応援	
第1節	水防管理団体相互の協力及び応援	15
第2節	自衛隊の派遣要請の要求	15
第3節	警察官の出動要請	15
第4節	国土交通省の災害対策用車両等の派遣要請	15
第11章	水防てん末報告	16
第12章	水防計画及び水防訓練	
第1節	水防計画	17
第2節	水防訓練	17
第13章	黄瀬川洪水浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び 浸水の防止のための措置	
第1節	洪水浸水想定区域の指定状況	18
第2節	浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び 浸水の防止のための措置	18
第3節	地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための 措置に関する計画の作成等	18
第4節	要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための 措置に関する計画の作成等	19
第5節	大規模工場等における浸水防止のための措置に関する計画の作成	19
第14章	その他	
第1節	費用負担及び公用負担	20
第2節	公務災害補償	21
第3節	退職報償金	21
第4節	御殿場市水防協議会	21

# 第1章 総則

## 第1節 目的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号以下「法」という。）第4条により静岡県知事（以下「知事」という。）から指定された指定水防管理団体たる御殿場市（以下「市」という。）が法第33条の規定に基づき、市内における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、市の地域にかかる河川の洪水等の水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

## 第2節 用語の定義

この計画書における用語の定義は、以下のとおりである。

用語	水防法の規定条項	定義
御殿場市水防本部		市の地域に係る水防を総括するため設置するもので水防に係りの深い部課で編成し、事務局を危機管理課に置くものをいう。
水防管理団体	法第2条第1項	水防の責任を有する御殿場市をいう。
指定水防管理団体	法第4条	水防上公共の安全に重大な関係があると認めて、知事が指定した水防管理団体である御殿場市をいう。
水防管理者	法第2条第2項	水防管理団体の長である御殿場市長をいう。
消防機関		消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条に定める機関をいう。
消防機関の長	法第2条第4項	御殿場市・小山町広域行政組合消防本部の消防長をいう。
洪水予報	法第10条	気象庁長官が、気象等の状況により洪水等のおそれがあると認められるとき、その状況を一般に周知させるため警告して行う発表をいう。
御殿場市災害対策本部	災害対策基本法第23条	災害対策に関する一元的体制を確立し防災、災害救助、災害警備、災害応急復旧等の措置を迅速かつ強力に実施するため災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で市長が必要と認めるとき御殿場市災害対策本部条例に基づき設置する機関をいう。

## 第3節 水防の責任等（法第3条）

水防の責任は、水防法等に基づき、次のように規定されている。

### 1 水防管理団体の責任

管轄区域内の水防が十分に行われるよう次の事項を整備確立しその責任を果たさなければならない。

- (1) 水防組織の確立（法第3条）
- (2) 消防団の整備
- (3) 資機材の整備
- (4) 通信連絡系統の確立（法第27条）
- (5) 平常時における河川等の巡視（法第9条）
- (6) 水防協力団体の指定、監督、及び情報の提供（法第36, 39, 40条）
- (7) 水防時における適正な水防活動の実施

その主たる内容は次のとおりである。

- ア 水防に要する費用の自己負担の確保（法第41条）
- イ 消防団の出動体制の確保（法第17条）
- ウ 通信網の点検
- エ 資機材の整備点検、調達並びに輸送の確保
- オ 雨量、水位観測を的確に行うこと
- カ 堤防等決壊の通報及び決壊後の措置を講ずること（法第25、26条）
- キ 水防上緊急に必要な時の公費負担権限の行使（法第28条）
- ク 住民の水防活動指示（法第24条）
- ケ 警察官の出動要請（法第22条）
- コ 避難のための立ち退きの指示（法第29条）
- サ 自衛隊の出動依頼（知事経由 自衛隊法第83条）
- シ 水防管理団体相互の協力応援（法第23条）
- ス 水防解除の指示
- セ 水防てん末報告書の提出（法第47条）

なお、指定水防管理団体は上記以外に義務として次の事項を行わなければならない。

- (1) 水防機関の整備（法第5条）
- (2) 水防計画の樹立（法第33条第1項）  
県の水防計画に応じた水防計画を定め、毎年水防計画に検討を加え、必要があるときは変更しなければならない。
- (3) 水防協議会への協議（法第33条第2項）  
水防計画を定め、または変更しようとするときは水防協議会に諮らなければならない。
- (4) 水防計画を定め、変更したときは、その要旨の公表（法第33条第3項）
- (5) 消防団員数の確保（法第35条）
- (6) 消防団、消防機関の水防訓練（法第32条の2）
- (7) 指定水防管理団体の水防協議会設置（法第34条）

## 2 住民の義務（法第24条）

常に気象状況、水防状況等に注意し、水防管理者の要請のある場合、又は水害が予想される場合は進んで水防に協力するように努めなければならない。

## 第4節 安全配慮

水防作業や避難誘導の際も、消防団員等自身の安全を確保しなければならない。

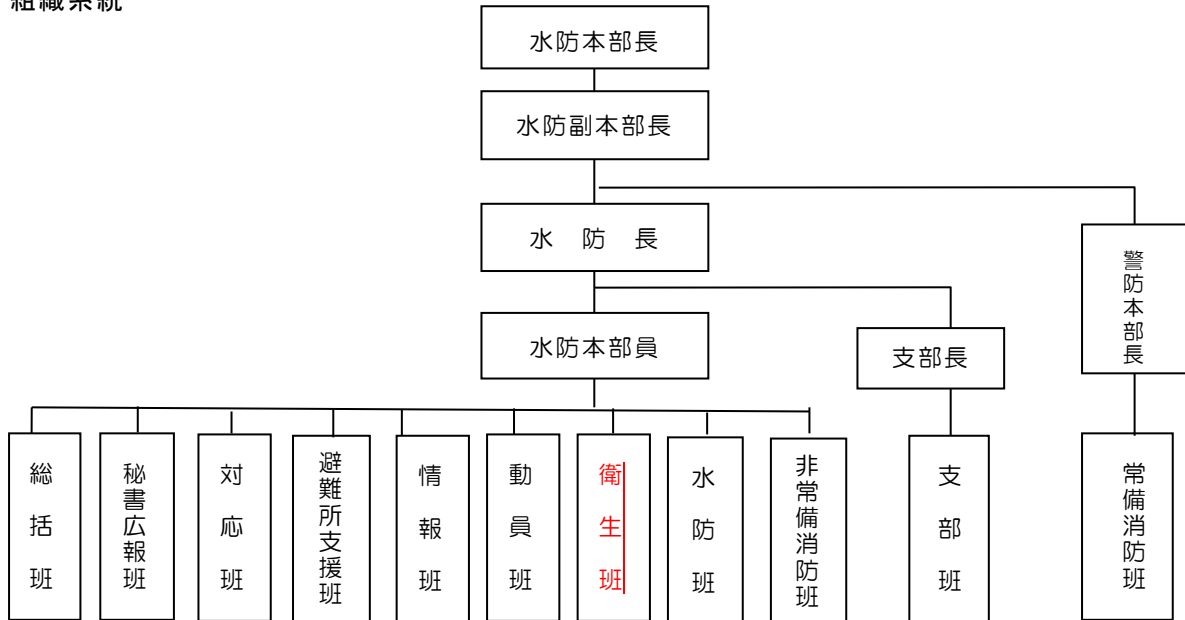
水防活動時には、安全確認のため通信機器（地域防災無線移動局等）を携行し、ラジオ等により最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。夜間の活動については、特に安全上の措置を十分に講じて実施するものとする。

## 第2章 市の水防組織

水防に関係のある気象の注意報、警報等により、洪水等の恐れがあると水防本部長が認めたとときから、洪水等の危険が解除されるまで、次の組織で事務を処理する。

ただし、御殿場市災害対策本部が開設されたときは、その組織に統合されるものとする。

### 1 組織系統



### 2 水防本部事務分担

役職名	担当者
水防本部長	市長
水防副本部長	副市長
警防本部長	消防長
水防長	危機管理監
支部長	御殿場地域振興センター所長・各支所長
水防本部員	消防団長 教育長 企画部長 総務部長 環境部長 都市建設部長

【参考】水防判定会は下記のとおり

危機管理監	危機管理課長	秘書課長
魅力発信課長	総務課長	人事課長
管理維持課長	教育総務課長	消防本部警防課長

※水防長は状況に応じ管財や福祉、農林関係課など必要と判断した所属職員を招集する。

### 3 各班の事務分掌

班 名	水防本部員等	班 長	事務分掌
総括班	危機管理監 ※水防長兼務	危機管理課長	○水防本部の設置・運営に関する事 ○避難指示に関する事 ○被害状況及び応急対策の取りまとめに関する事 ○水防本部員会議に関する事 ○沼津水防区（沼津土木事務所）及び自衛隊等、他の防災関係機関への連絡・要請に関する事 ○備蓄防災資器材の管理に関する事
秘書広報班	企画部長	秘書課長 魅力発信課長	○住民への広報活動に関する事 ○無線放送に関する事 ○報道機関との連絡調整に関する事 ○水防本部長、水防副本部長の秘書に関する事
対応班		企画課長	○各課（班）（消防本部を含む）の状況把握に関する事。 ○応急対応策（案）の策定に関する事
避難所支援班		未来プロジェクト課	○避難所の運営支援に関する事 ○協定（福祉）避難所との調整に関する事
情報班	総務部長	総務課長	○各種気象情報、警報及び水防警報等の受信記録又は、テレビ、ラジオの情報の収集、記録に関する事 ○被害情報の収集に関する事 ○交通情報、道路情報の収集に関する事
動員班		人事課長	○職員の動員に関する事
<u>衛生班</u>	環境部長	環境課長	○環境衛生の確保に関する事 ○防疫及び清掃に関する事 ○水災廃棄物の処理に関する事
水防班	都市建設部長	道路河川課長 管理維持課長	○水防応急復旧対策の実施及び総括に関する事 ○応急復旧器材の確保に関する事 ○道路橋梁のパトロール及び交通規制に関する事 ○工事中の道路河川等の保安措置に関する事 ○建設業者との連絡調整に関する事
支部班	御殿場地域 振興センター 所長 各支所長 ※支部長兼務	各支所統括	○支部活動の総括に関する事 ○水防本部との連絡調整に関する事 ○水防本部長からの命令指示等の伝達に関する事 ○支部管内の水防情報の収集伝達に関する事 ○支部管内の自主防災会との連絡調整に関する事 ○その他水防本部の指示する事項
非常備消防班	消防団長	消防団副団長	○消防団員の動員に関する事 ○水防応急復旧対策に関する事 ○危険地域の住民の避難誘導に関する事 ○河川その他危険地域の巡視に関する事 ○人命の救助、救護に関する事 ○その他水防本部の指示する事項

※ 水防職員は原則として、水防長の指示により各班の業務を行う。



御殿場市水防本部における警防本部の各班の事務分掌

(警防本部の組織及び任務は御殿場市・小山町広域行政組合消防本部及び消防署警防規程にて定義)

班名	水防本部員等	班長	事務分掌
常備消防班	消防長 ※警防本部長 兼務	警防課長	○消防職員の動員に関する事 ○水防応急復旧対策に関する事 ○危険地域の住民の避難誘導に関する事 ○河川その他危険地域の巡視に関する事 ○人命の救助、救護に関する事 ○非常備消防との連絡調整 ○その他水防本部の指示する事項

※ 各班は必要に応じ、部内の班の応援体制をとるものとする。

※ 上記の班以外の部署は、所管施設の被害状況調査、応急復旧等必要な業務を行う。

### 第3章 避 難

#### 第1節 避難の指示

1 洪水等により著しい危険が切迫していると認められるときは、法第29条に基づき、水防管理者は、すみやかに必要と認める区域の居住者に対し、立ち退き又はその準備を指示するものとする。

なお、その際、報道機関等、水防信号又はその他の方法を利用し、迅速かつ的確に指示するものとする。

水防管理者が、立ち退き又は避難の準備を指示するときは、遅滞なく御殿場警察署長へ報告するとともに、沼津水防区長（沼津土木事務所長）を経由して県水防本部長（県知事）へその旨を報告しなければならない。

2 別冊「避難情報の判断・伝達マニュアル」

#### 第2節 避難のための立退き計画

水防管理者は、避難所として適当な施設について充分調査し、御殿場警察署長及び関係者と事前に協議の上、あらかじめ立退き計画を作成するとともに、立退き先経路等に伴う必要な措置を講じておくものとする。

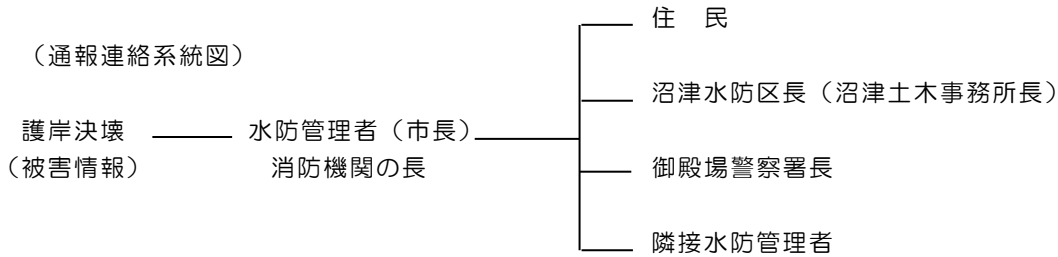
指定水防管理団体の水防計画書には、危険箇所に対する避難場所、避難指示者及び避難責任者（避難誘導者）を明示し、事前に一般に広く周知せしめておくものとする。

(市地域防災計画共通対策編第4章第7節避難救出計画を参照)

## 第4章 決壊・越水等の通報及び決壊後の処置

### 第1節 決壊・越水等（被害情報）の通報（法第25条）

- 1 護岸等が決壊し又はこれに準すべき事態が発生した場合は、水防管理者、消防機関の長は、すみやかに住民、沼津水防区長、御殿場警察署長及び隣接水防管理者に通報するものとする。  
なお、住民への通報に際しては、防災行政無線、報道機関等を利用し、迅速な情報伝達に努めるものとする。
- 2 1の通報を受けた隣接水防管理者は、さらに氾濫及びその恐れのある隣接水防管理者にその旨を通報するものとする。



### 第2節 決壊・越水後の処置

決壊・越水箇所については、水防管理者、消防機関の長及び各機関の長が相互に協力して、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めるものとする。

## 第5章 重要水防箇所

水防上警戒又は防御に重要性を有する箇所は、資料1（P23～P25）及び別冊「避難情報の判断・伝達マニュアル」のとおりである。

水防管理団体は、常に当該箇所の現況把握に努め、その水防対策を確立しておかなければならない。

## 第6章 資機材及び設備の整備運用並びに輸送

### 第1節 資機材及び設備の整備

- 1 防災（水防）倉庫の設置状況並びにこれに備蓄されている資機材の整備状況は、資料2（P25）のとおりである。
- 2 水防管理者は、資材確保のため水防地域近在の竹木等の所在、農協倉庫等の手持数量の概要等を把握し、緊急時の補給に備えるとともに備蓄資機材が使用又は損傷により不足を生じた場合は、すみやかに補充しておくものとする。

### 第2節 輸送の確保

水防本部は、非常の際における資機材等の輸送を確保するため、車両を配備すると共に、輸送経路を定める。なお、輸送車の車種等は、資料4（P27）のとおりである。

## 第7章 通信連絡

### 第1節 水防通信連絡系統

水防時における情報連絡系統は資料3（P26）のとおりである。

### 第2節 水防情報の受理伝達・周知

- 1 静岡県（以下「県」という。）から通知される気象予報・警報等の受理は、勤務時間内においては危機管理課で、勤務時間外及び休日は御殿場市・小山町広域行政組合消防本部（以下「消防本部」という。）通信指令課で行うものとする。  
なお、水防本部開設後においては、水防本部において受理する。
- 2 水防情報などが発せられたことを知ったときは、ただちに水防信号（警鐘・サイレン）（P13）防災行政無線等をもって市民等に周知徹底を図るものとする。
  - （1）防災行政無線による情報の伝達は、次の点に留意して行うものとする。
    - ア 反復して伝える。
    - イ 正確に伝える。
    - ウ 情報に応じた時期を選ぶ。
    - エ 受け手に記録の余裕を持たせる。
  - （2）広報車による情報の伝達は、次の点に留意して行うものとし、広報設備のある広報車、消防署、消防団の消防車を使用して行うものとする。  
なお、公用車で広報設備のある車両は資料4（P27）のとおりである。
    - ア 反復して伝える。
    - イ 正確に伝える。

### 3 水防に関する情報の収集及び伝達

- (1) 水防対策を迅速かつ円滑に実施するための措置として、あらかじめ収集伝達すべき情報について、その種類・優先順位、取扱部局を定めておくものとする。
- (2) 情報の主なものは次のとおりとする。
  - ア 水防応急復旧対策の実地状況
  - イ 出水の状況、河川の氾濫の状況
  - ウ 交通機関の運行及び道路交通状況
  - エ 電気、ガス、水道等生活関連施設の状況
  - オ 消防団員の配備命令の伝達
  - カ 避難の状況

### 4 情報の収集手段の確保

情報収集の手段は、静岡県総合情報ネットワーク、地域防災無線、防災行政無線（移動系）、電話、インターネット、テレビ、ラジオ、アマチュア無線、消防用無線等とする。  
なお、消防無線は、消防本部の消防通信規程による。

### 5 沼津水防区（以下「水防区」という。）に対する報告

水防区への報告は、次の項目について速やかに報告するものとする。

- (1) 水防本部の設置状況
- (2) 水防活動の実施状況
- (3) 水災による被害状況

## 第3節 広報活動

水防情報等発令時において正しい情報を正確にかつ迅速に提供し、民心の安定を図るとともに、市民が的確に防災対応ができるよう必要な広報について定める。

### 1 広報事項

市民が防災活動を行う上で必要な広報を行うものとし、特に重要な広報事項については、広報案文をあらかじめ作成しておくものとし、その主なものは次のとおりである。

- (1) 水防応旧復旧対策の実施状況
- (2) 交通機関運行状況及び道路交通情報
- (3) 電気、ガス、水道等生活関連施設の運営状況
- (4) 家庭において実施すべき防災対策
- (5) 自主防災会に対する防災活動の要請

### 2 広報実施方法

- (1) 防災行政無線、防災情報メール、市ホームページ、緊急情報サービス、協定締結事業所（静岡 FM 放送、TOKAI ケーブルネットワーク、エフエム御殿場）、ふじのくに防災情報共有システム（FUJISAN）、広報車、消防車
- (2) 自主防災会役員、区長、民生委員・児童委員を通じての連絡

## 第4節 災害時優先電話について

大きな災害が起きると、被災地への電話が殺到する。NTTでは法律に基づき一般通話に対して規制ができるようになっている（電気通信事業法）。

災害時優先電話とは、こうした規制の対象とならない特別な指定を受けている電話のことである（電話サービス契約約款）。

災害時優先電話の指定にあたっては、NTTにおいて国や地方公共団体等の一定の機関に限定し

ている。一定の機関とは、電話サービス契約約款に定めているとおり、「災害の予防もしくは救援、交通、通信、電力の供給確保又は、秩序の維持のために必要な事項を内容とする通話及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通話」が行われる機関である。

●災害時優先電話に指定されている電話

項 目	内 容
電 話 番 号	82-8060、82-8061、82-8062 3電話番号・6局線
設 置 場 所	本庁舎1階 情報公開コーナー（内線2042） 本庁舎地階 守衛室（内線2011、2012）
使 用 方 法	多機能電話機の「外線」ボタンを押して発信すると優先電話として使用可

## 第8章 水防活動に必要な気象等の予報及び警報

### 1 気象予報

気象業務法の規定に基づき、静岡地方気象台が水防活動のために発表する注意報、警報の種類及び発表基準は次のとおりである。

静岡地方気象台発表の注意報、警報の種類とその発表基準(御殿場市)			
御殿場市	府県予報区	静岡県	
	一次細分区域	東部	
	市町村等をまとめた地域	富士山南東	
警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	雨量基準	1時間雨量80mm
		土壌雨量指数基準	139
	洪水	雨量基準	1時間雨量80mm
		流域雨量指数基準	黄瀬川流域=27、鮎沢川流域=26、砂沢川流域=11、久保川流域=9、西川流域=15
		複合基準	-
	暴風	平均風速	20m/s
	暴風雪	平均風速	20m/s雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ20cm
	波浪	有義波高	-
高潮	潮位	-	
注意報	大雨	雨量基準	1時間雨量50mm
		土壌雨量指数基準	90
	洪水	雨量基準	1時間雨量50mm
		流域雨量指数基準	黄瀬川流域=22、鮎沢川流域=21、砂沢川流域=9、久保川流域=5、西川流域=12
		複合基準	-
	強風	平均風速	12m/s
	風雪	平均風速	20m/s雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm
	波浪	有義波高	-
	高潮	潮位	-
	雷	落雷等により被害が予想される場合	
	融雪		
	濃霧	視程	100m
	乾燥	最小湿度30%で、実効湿度50%	
	なだれ	1、降雪の深さが30cm以上あった場合 2、積雪が40cm以上あって最高気温が15℃以上の場合	
	低温	冬期：最低気温-4℃以下	
霧	早霜・晩霜期に最低気温4℃以下		
着水・着雪	著しい着水(雪)が予想される場合		
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	110mm	

\* 注意報及び警報は上記の基準に達する、あるいは超えて被害が予想される場合に発表される。

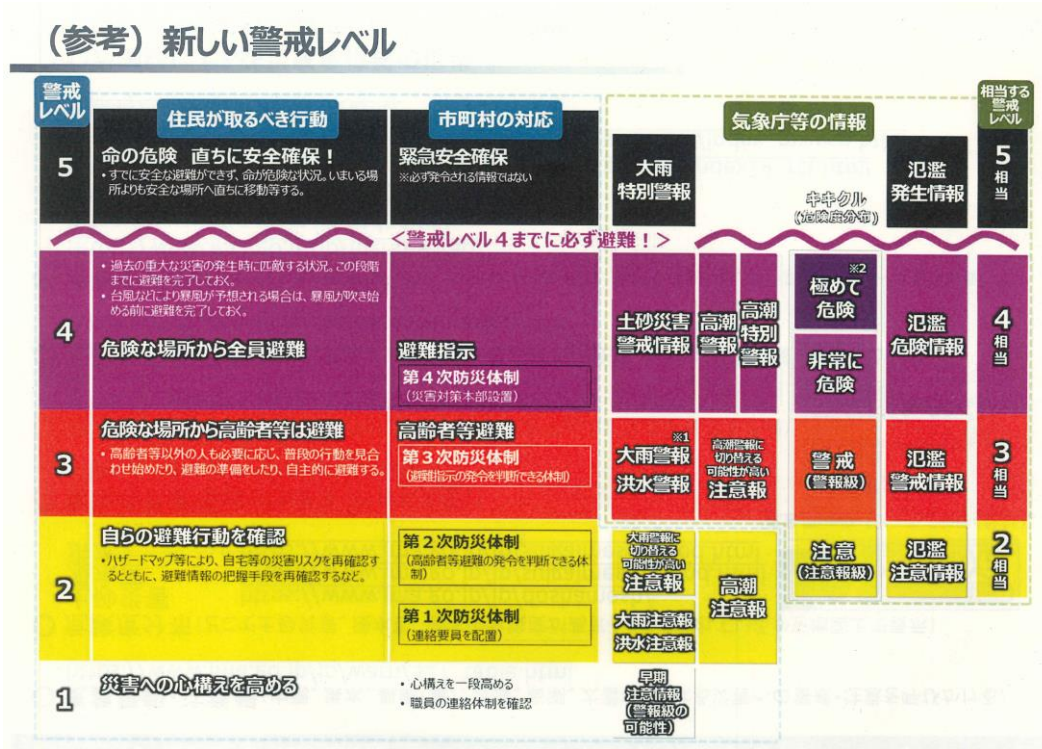
\* 土壌雨量指数基準値は1Km四方毎に設定している。大雨の欄中、土壌雨量指数基準には、市内における基準値の最低値を示す。

#### <参考>

土壌雨量指数： 土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5Km四方の領域ごとに算出する。

流域雨量指数： 流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨量の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5km四方の領域ごとに算出する。

各種防災気象情報のタイミングの例



○特別警報

気象庁は、予想される現象が特に異常であるため、重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合として、降雨量その他に関し気象庁が定める基準に該当する場合には、気象、地象、津波、高潮及び波浪についての一般の利用に適合する警報（特別警報）をする。

静岡地方气象台発表の特別警報の発表基準

種類	発表基準
大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合
暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合
高潮特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合
波浪特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合

2 御殿場市・小山町広域行政組合消防本部等による観測  
資料5（P28）による。

3 措置

市は、静岡地方气象台の発表する気象、水象予警報の伝達を受けた場合は、速やかに「静岡県水防本部の規定」に基づき当該情報を伝達し、必要な措置をとるものとする。

市は、降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規則予告を発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとする。

## 第9章 水防活動

### 第1節 水防本部が設置されるまでの体制

#### 1 警戒雨量等

- (1) 静岡地方気象台から御殿場市に大雨・洪水・暴風警報等が発令されたとき
- (2) 市及び小山町内の各雨量計の時間雨量が40mm、3時間雨量が100mm、24時間雨量が150mmを越えたとき（雨量の観測は御殿場市・小山町広域行政組合消防本部が行う。）
- (3) 積雪20cm/12h以上に達したとき（降雪量の観測は御殿場市・小山町広域行政組合消防本部が行う。）
- (4) 台風の予想進路等で明らかに影響があると予想されるとき

#### 2 配備体制・通報

- (1) 危機管理課は、前記の報に接したときは、資料6（P29、P30）による体制を整える。  
この場合、第1次非常配備体制出務者には、第一指令が発せられたものとする。
- (2) 危機管理監は、前項1「警戒雨量等」の状況により、資料6による配備基準を検討するため判定会を招集する。  
なお、判定会の構成等は、御殿場市水防本部運営要領第5条の定めるところによる。
- (3) 通信指令課員は休日及び平日夜間において、前記雨量に達したときは、すみやかに危機管理監に通報するとともに、毎時の雨量等を報告する。

#### 3 水防本部の設置

- (1) 危機管理監は、判定会の決定に基づき水防管理者と協議し、水防本部の設置を指令するものとする
- (2) 危機管理監は、前号の指令と同時に御殿場地域振興センター所長及び各支所長に支部の設置を指令する。

### 第2節 非常配備体制

#### 1 水防本部長は、非常配備の必要を認めるときは、非常配備体制を指令するものとする。

なお、非常配備体制の切換えは、資料6の配備基準によるものとする。

#### 2 消防団の非常配備

水防管理者が、消防団員を非常配備につかせるための指令は、次の場合に発するものであり、資料6の基準により配備体制につくものとする。

- (1) 水防管理者が自らの判断により必要と認めた場合  
上記の場合には、速やかに沼津水防区長を経由して県水防本部長に報告しなければならない。
- (2) 緊急にその必要があるとして知事からの指示があった場合

### 第3節 水防信号及び水防標識並びに身分証票

#### 1 水防信号



法第20条の規定による水防信号は、「静岡県水防信号規則（昭和31年県規則第75号）」の規定に基づき、次により行うものとする。

### 水 防 信 号

区別/方法	説明	警鐘信号	サイレン信号
第一信号	氾濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの	○ 休 止 ○ 休 止 ○ 休 止	約5秒 約15秒 約5秒 約15秒 約5秒 約15秒 ○-- 休 止 ○-- 休 止 ○-- 休 止
第二信号	水防職員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの	○-○-○	約5秒 約6秒 約5秒 約6秒 約5秒 約6秒 ○-- 休 止 ○-- 休 止 ○-- 休 止
第三信号	当該水防管理団体の区域内に居住するものが出動すべきことを知らせるもの	○-○-○-○	約10秒 約5秒 約10秒 約5秒 約10秒 約5秒 ○-- 休 止 ○-- 休 止 ○-- 休 止
第四信号	必要と認める区域内の居住者の避難のため立ち退くべきことを知らせるもの	乱打	約1分約5秒 約1分約5秒 ○-- 休 止 ○-- 休 止
注 意	1 信号は、適切な時間継続すること 2 必要があれば警鐘、サイレンを併用することを妨げない 3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。		

## 2 水防標識

### (1) 水防優先標識

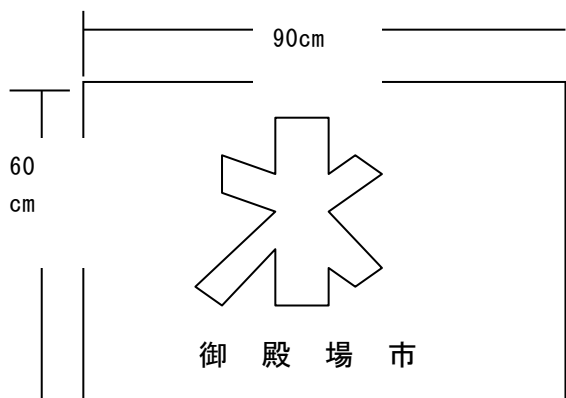
水防のため現場に赴く水防職員及び車両の優先通行標識は次の図のとおりである。

### (2) 緊急自動車（水防用）及び水防車両

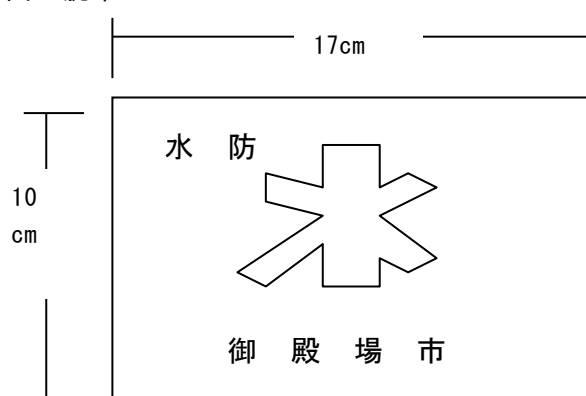
水防のため出動する緊急自動車（道路交通法の規定に基づき公安委員会の指定を受けたもの）及び他の水防用車両は、優先通行を確保するため、第1図の標識を用うものとする。

水防のため現場に赴く水防職員は、第2図の腕章を装着するものとする。

第1図 車馬標識



第2図 腕章



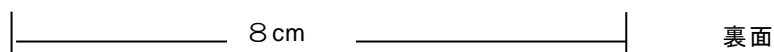
・「水」は赤色

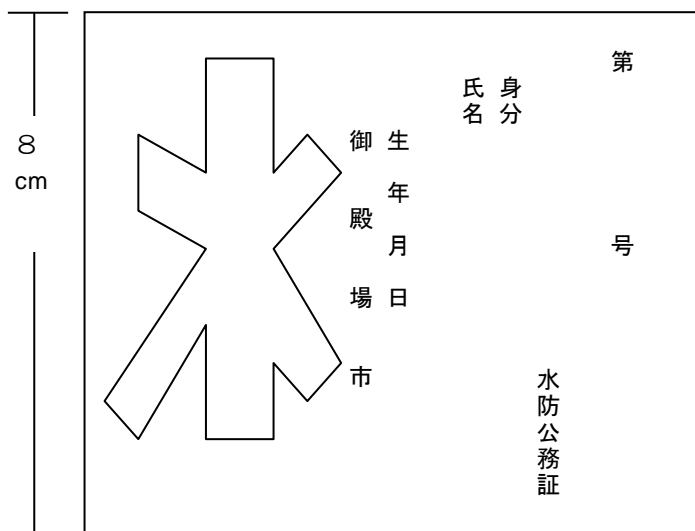
・外は白色

・「御殿場市」は黒色

## 3 身分証票

法第49条第2項の規定により消防団員の身分証票は次のとおりとする。





・「水」は赤色 ・外は白色

- 1 記名以外の者の使用を禁ず。
- 2 本証の身分に変更があったときは、速やかに訂正を受けること。
- 3 本証の身分を失ったときは、ただちに本証を返還すること。
- 4 本証は、水防法第49条第2項による立入証である。

#### 第4節 降雪への対応

##### 1 降雪時の対応

降雪時の対応については別冊2「御殿場市降雪対応マニュアル」に定める。

#### 第5節 水防配備の解除

##### 1 市の配備の解除

水防管理者は、自らの区域内の水防活動が必要なくなると認めるときは、配備の解除を発令するとともに、住民その他関係機関に通知するものとする。

なお、配備の解除を発令したときは、沼津水防区長を経由して県水防本部長に報告するものとする。

##### 2 消防団等の配備の解除

(1) 水防解除は、水位が下降して水防活動の必要がなくなり県水防本部長又は水防管理者が水防解除の指令をしたときとする。

(2) 消防団員は、1による水防解除の指令があるまでは、自らの判断等により勝手に部署を離れてはならない。

(3) 水防解除後は人員、資機材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告する。

(4) 使用した資器材は、手入れをして所定の位置に設備する。

## 第 10 章 協力応援

### 第 1 節 水防管理団体相互の協力及び応援（法第 23 条）

- 1 水防管理者は、水防上必要があるときは、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対し応援を求めることができる。  
ただし、県水防本部長は、上記にかかわらず応援に関する指示を行うことがある。
- 2 応援を求められた水防管理者若しくは消防長は、自らの水防に支障がないかぎりこの求めに応ずるものとし、作業、行動等は応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。
- 3 隣接する水防管理団体は、協力、応援等水防事務に関し、あらかじめ相互に協定をしておくものとする。

### 第 2 節 自衛隊の派遣要請の要求

災害に際しては、知事に対し、自衛隊の派遣要請を要求することができる。緊急の場合は、自衛隊独自の判断により出動するものとする。（自衛隊法第 83 条）

### 第 3 節 警察官の出動要請（法第 22 条）

水防管理者は、水防上必要があると認めるときは、御殿場警察署長に対し警察官の出動を求めることができる。

### 第 4 節 国土交通省の災害対策用車両等の派遣要請

- 1 沼津水防区長及び水防管理者は、水害等の発生時の被害軽減等のため、国土交通省の所有する災害対策用車両等の派遣要請及び現地情報連絡員（リエゾン）の派遣依頼を行うことができる。
- 2 国土交通省災害対策用車両の派遣要請をする場合には、最寄りの直轄事務所へ直接電話連絡して、その際に使用（派遣）場所（位置図）、使用（派遣）車両、使用（派遣）期間、受入担当者の連絡先等、派遣に必要な事項を合わせて提示する（FAX）。  
国土交通省窓口の連絡先は、次のとおりである。派遣要請できる災害対策車両等は県水防計画による。市管理河川でも派遣可能である。  
※ なお、災害対策用車両等の派遣に要する費用は原則として派遣要請をした地方自治体が負担することとする。

地 区	国土交通省 窓口	電話番号	F A X 番号
東部・伊豆	沼津河川国道事務所 調査第 1 課	055-934-2009	055-934-2019

## 第 1 1 章 水防てん末報告

1 水防管理者は、洪水等に際して水防活動を実施し、水防が終結したときには、次の事項をとりまとめ、様式 1（P 29）により水防活動実施後 10 日以内に沼津水防区を経由して、県水防本部長に報告するものとする。（法第 47 条第 2 項）

### 2 水防てん末報告事項

- (1) 天候の状況並びに警戒中の水位観測表
- (2) 水防活動をした河川名及びその箇所
- (3) 警戒出動及び解散命令の時刻
- (4) 消防団員及び消防機関に属する者の出動時刻及び人員
- (5) 水防作業の状況
- (6) 堤防、その他の施設の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
- (7) 使用資材の種類及び数量並びに消耗量及び員数
- (8) 水防法第 28 条の規定による公用負担下命の器具、資材の種類、数量及び使用場所
- (9) 応援の状況
- (10) 居住者出勤の状況
- (11) 警察関係の援助の状況
- (12) 現場指導の官公署氏名
- (13) 立退きの状況及びそれを指示した理由
- (14) 水防関係者の死傷
- (15) 殊勲者及びその功績
- (16) 殊勲水防職員、消防団員とその功績
- (17) 今後の水防について考慮を要する点、その他水防管理団体の所見

### 3 水防活動実施報告作成上の注意事項

- (1) 水防管理団体水防活動実施報告書（様式 1）
  - ア 水防管理団体及び水防区で水防を行った箇所ごとに作成すること。
  - イ 水防管理団体は沼津水防区長に箇所ごとの報告書の集計表を添付した 3 部提出すること。
  - ウ 集計表は本様式を利用し、水防実施箇所欄には箇所数のみ記入すること。
  - エ 氾濫した場合には、箇所図（1/5、000 以上）に氾濫区域及び実施箇所を明示し添付すること。
- (2) 水防活動実施報告書（別紙様式（P 35））
  - 水防管理団体は、水防を実施した場合のみ別紙様式により翌月 3 日までに沼津水防区に報告すること。

## 第 1 2 章 水防計画及び水防訓練

### 第 1 節 水防計画（法第 3 3 条）

#### 1 水防管理団体の水防計画の策定

- (1) 指定水防管理団体は、毎年必ず水防計画（具体的実施計画）を静岡県水防計画に基づいて樹立し、知事に届け出しなければならない。
- (2) 水防計画は、各種事態を想定してでき得る限り具体的に策定し、これを住民に周知徹底するよう努めるものとし、水防計画を定め、又は変更したときはその要旨を公表しなければならない。

#### 2 水防管理団体の水防計画の配布

水防管理団体は、水防計画を定めたときは、関係機関に配布するものとする。

### 第 2 節 水防訓練（法第 3 2 条の 2）

指定水防管理団体は、毎年 1 回以上県の指導により消防団、消防機関及び水防協力団体と水防訓練を実施しなければならない。

## 第 1 3 章 黄瀬川洪水浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び

### 浸水の防止のための措置

#### 第 1 節 洪水浸水想定区域の指定状況

国土交通省及び県は、洪水予報河川及び水位周知河川について、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。

現在、本市に係る洪水浸水想定区域図は次のとおりである。

- ・狩野川水系黄瀬川洪水浸水想定区域図（平成 31 年 3 月公表：静岡県）
- ・鮎沢川水系鮎沢川洪水浸水想定区域図（令和 3 年 5 月 11 日公表：静岡県）

#### 第 2 節 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

洪水予報河川、水位周知河川について、浸水想定区域の指定があったときは、市地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 1 洪水予報、水位到達情報の伝達方法
- 2 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
  - (1) 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であって、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。））でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要があると認められるもの。
  - (2) 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要するものが利用する施設をいう。以下同じ。）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの。
  - (3) 大規模な工場その他の施設（(1) 又は (2) に掲げるものを除く。）であって国土交通省令で定める基準を参酌して、市の条例で定める用途及び規模に該当するもの（大規模工場等）でその洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの（所有者又は管理者からの申出があった施設に限る。）
- 3 その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

#### 第 3 節 地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等

水防法第 15 条第 1 項の規定により本市地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市長に報告するとともに、公表するものとする。また、地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止のための訓練を行うものとする。さらに、自衛水防組織を置き、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市長に報告するものとする。

#### 第 4 節 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等

法第 15 条第 1 項の規定により市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市長に報告するとともに、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うものとする。さらに、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

#### 第 5 節 大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成

法第 15 条第 1 項の規定により市地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

## 第 1 4 章 その他

### 第 1 節 費用負担及び公用負担

1 水防管理団体が、その所轄区域の水防に要した費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。(法第 4 1 条)

ただし、次に掲げる場合においては、水防管理者相互において協議して定めるものとし、協議が成立しない場合は、県知事にあっせんを依頼するものとする。

- (1) 法第 2 3 条の規定による応援のための費用
- (2) 法第 4 2 条の規定により、著しく利益を受けた市町村の一部負担

### 2 公用負担の権限

水防上必要があるときは、水防管理者、消防機関の長は次の権限を行使することができる。(法第 2 8 条)

- (1) 必要な土地の一時使用
- (2) 土石、竹木その他の資材の使用
- (3) 土石、竹木その他の資材の収用
- (4) 車両その他の運搬用機器の使用
- (5) 排水用機器の使用
- (6) 工作物、その他障害物の処分

### 3 公用負担権限委任証明書

公用負担の権限を行使する者は、水防管理者、消防機関の長にあつては、その身分を示す証明書を、その他、これらの者に委任を受けた者にあつては、次のような証明書を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。

公用負担命令権限書	
	氏 名
右の者 を委任したことを証明する。 年 月 日 御 殿 場 市 長	の区域における水防法第 2 8 条第 1 項の規定の権限行使  (氏 名) 印

### 4 公用負担の証票

公用負担の権限を行使するときは、次のような命令書を目的物の所有者、管理者又は、これに準じる者に手渡してから行使するものとする。

公用負担命令書	
第 号 目的物 負担内容 年 月 日	種類 使用 収用 処分 御殿場市長 (氏 名) 印 事務取扱者 (氏 名) 印 様 キ リ ト リ セ ン
第 号 公用負担命令書 年 月 日 御殿場市長 様	受 領 書 右受領しました 氏 名 印



## 第2節 公務災害補償

消防団員又は、消防団長が公務により死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は、公務による負傷若しくは、病気により死亡し、若しくは、障害の状態となったときは、御殿場市消防団員等公務災害補償条例の定めるところにより損害を補償するものとする。（法第6条の2に準ずる。）

## 第3節 退職報償金

消防団長又は消防団員で非常勤のものが退職した場合においては、御殿場市非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例により、その者（死亡による退職の場合には、その者の遺族）に退職報償金を支給できるものとする。（法第6条の3に準ずる。）

## 第4節 御殿場市水防協議会

御殿場市水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、御殿場市水防協議会条例（資料7（P31））により御殿場市水防協議会を置く。

御殿場市水防協議会の構成は次のとおりである。

### 御殿場市水防協議会委員名簿

区 分	職 業
会 長	御殿場市長
委 員	静岡県御殿場警察署長
//	// 沼津土木事務所 御殿場支所長
//	御殿場市消防団長
//	// 副市長（2名）
//	// 危機管理監
//	// 企画部長
//	// 総務部長
//	// 環境部長
//	// 産業スポーツ部長
//	// 都市建設部長
//	御殿場市・小山町広域行政組合消防長



# 資料編

## 資料編目次

資料 1	重要水防箇所一覧表	
1-1	土石流危険渓流	23
1-2	急傾斜地崩壊危険箇所	24
1-3	御殿場市監視警戒河川	25
資料 2	(水防) 資機材一覧表	25
資料 3	水防時における通信連絡基本系統図	26
資料 4	水防車・輸送車・広報車一覧表	27
資料 5	雨量計設置場所	28
資料 6	御殿場市の水防配備基準	29
	消防団に対する非常配備基準表	30
資料 7	御殿場市水防協議会条例	31
資料 8	御殿場市水防本部運営要領	31
資料 9	狩野川水系黄瀬川・ <u>鮎沢川水系鮎沢川</u> 洪水浸水想定区域図	33
様式 1	水防管理団体水防活動実施報告書	34
様式 2	水防活動実施報告書	35

資料 1 重要水防箇所一覧表

1-1 土石流危険溪流 (30箇所)

番号	水系名	河川名	溪流名	地先名	担当分団	備考
1	鮎沢川	鮎沢川	唐沢川	東山	第1分団	
2	〃	〃	地藏川	〃	〃	
3	〃	〃	小相川	〃	〃	
4	〃	〃	竜良川	柴怒田	第6分団	
5	狩野川	黄瀬川	高内川	神山	第2分団	
6	〃	〃	尾尻川	〃	〃	
7	〃	〃	新田沢1	沼田	〃	
8	〃	〃	新田沢2	〃	〃	
9	〃	〃	金時川	〃	〃	
10	〃	〃	諸久保沢3	〃	〃	
11	〃	〃	萩蕪沢1	〃	〃	
12	〃	〃	萩蕪沢2	〃	〃	
13	〃	〃	萩蕪沢3	〃	〃	
14	〃	〃	萩蕪沢4	〃	〃	
15	〃	〃	かじか沢	二子	〃	
16	〃	〃	二子沢1	〃	〃	
17	〃	〃	二子沢2	〃	〃	
18	〃	〃	姐沢	〃	〃	
19	〃	〃	大坂沢	大坂	〃	
20	〃	押出川	押出川右支川1	二の岡	第1分団	
21	〃	〃	押出川右支川2	東田中	〃	
22	〃	〃	押出川左支川	二の岡	〃	
23	〃	〃	諸久保沢1	東田中	〃	
24	〃	〃	諸久保沢2	二の岡	〃	
25	〃	〃	寒沢	〃	〃	
26	〃	高内川	高内川右支川1	神山	第2分団	
27	〃	〃	高内川右支川2	〃	〃	
28	〃	〃	大藪沢	〃	〃	
29	〃	〃	八ヶ窪沢	〃	〃	
30	〃	西川	砂沢川	印野	第5分団	

指定年月日：平成25年3月29日

告示番号：第314号

1 - 2 急傾斜地崩壊危険箇所 (21箇所)

番号	名称	所在地	担当分団	備考
1	中山下	中山中村	第2分団	
2	大坂	大坂川向	//	
3	二子	二子字二子山	//	
4	上柴怒田	柴怒田上柴怒田	第6分団	
5	深沢	深沢	第1分団	
6	深沢No.2	深沢	//	
7	深沢No.3	深沢	//	
8	箱根道A	東田中字箱根道	第1分団	
9	二の岡	東田中字二岡	//	
10	箱根道B	東田中字箱根道	//	
11	タンカ久保	沼田字タンカ久保	第2分団	
12	東大久保	二子字東大久保 他	//	
13	愛宕塚	中山字愛宕塚他	//	
14	栃窪	神山字栃窪 他	//	
15	塚村	神山字塚村	//	
16	高内	神山字高内 他	//	
17	立庵田	二子字立庵田 他	//	
18	細見	二子字細見 他	//	
19	スゲ沢	二子字スゲ沢 他	//	
20	中尾	神山字中尾	//	
21	須釜	神山字須釜	//	

指定年月日：平成25年 3月29日 告示番号：第314号（番号1～7）

指定年月日：平成30年11月27日 告示番号：第314号（番号8～21）

1 - 3 御殿場市監視警戒河川（橋梁名）

水系名	河川名	監視警戒河川（橋梁）	地先名	担当分団等	備考
狩野川	黄瀬川	明治橋	沼田	第2分団	水位標設置
〃	〃	川久保橋	二子	〃	〃
〃	〃	丸獄橋	大坂	〃	〃
〃	〃	中央橋	神山	〃	〃
〃	〃	昭和橋	川島田	第3分団	
〃	久保川	水道橋	竈	第2分団	〃
〃	〃	久保川橋	中山	〃	〃
〃	〃	池の平橋	神山	〃	〃
〃	西川	西川橋	中清水	〃	〃
鮎沢川	小山川	協同橋	萩原	第1分団	
〃	〃	徳乃屋付近	新橋	〃	
〃	〃	志村橋	萩原	〃	

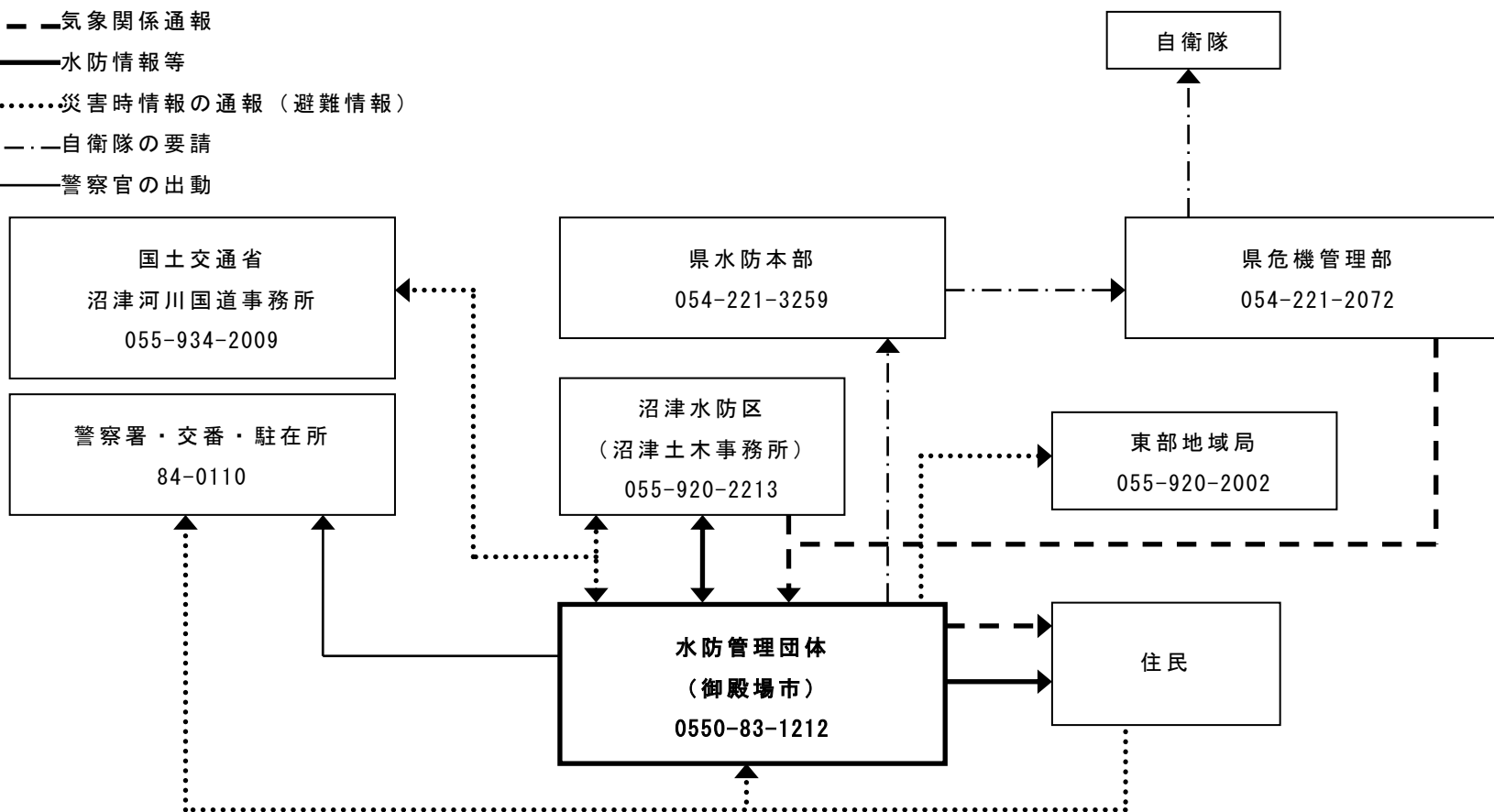
資料2 （水防）資機材一覧表

資機材	本部	御殿場	富士岡	原里	玉穂	印野	高根	計
土嚢袋	100	3,080		410	800			4,390
掛矢	7							7
スコップ	74		17			2		93
つるはし	12							12
鋸	9							9
斧	7		2					9
ハンマー	10							10
鎌	8							8
ペンチ	5							5
鉋	3							3
ロープ	3		3					6
投光器	<u>2</u>	<u>19</u>	<u>5</u>	<u>8</u>	<u>5</u>	<u>3</u>	5	<u>47</u>
防水シート	3	3,200	700	<u>550</u>	800	200	500	<u>5,953</u>
発電機	<u>25</u>	<u>13</u>	<u>5</u>	<u>12</u>	<u>6</u>	<u>3</u>	<u>6</u>	<u>70</u>

資料3 水防時における通信連絡基本系統図

凡例

- ← - - - 気象関係通報
- ← ——— 水防情報等
- ← ..... 災害時情報の通報（避難情報）
- ← - . - . - 自衛隊の要請
- ← ——— 警察官の出動





資料4 水防車・輸送車・広報車一覧表

呼出名称	設置場所 (車種)	ナンバー プレート	担当課	呼出名称	設置場所 (車種)	ナンバー プレート	担当課
ぎょうせいご てんば	本庁舎5階	基地局		ごてんば 27	エクストレイル 1号機	沼津 300 ま3145	道路 河川課
				ごてんば 28	ダイヤロードダ ンプ	富士山 440 さ1239	管理 維持課
ぎょうせいご てんば	本庁舎2階	遠隔制御器	管理維持課	ごてんば 29	イスズ 3T ダ ンプ	富士山 803 さ666	管理 維持課
ぎょうせいご てんば	水道庁舎1階	遠隔制御器	環境部	ごてんば 32	三菱キャンター (給水車)	沼津 800 さ666	上水道 課
ぎょうせいご てんば	消防本部通信 指令課	遠隔制御器	通信指令課	ごてんば 33	三菱ショベル (小)	沼津 00 る797 (永原土場)	管理 維持課
				ごてんば 71	トヨタダイナ	沼津 100 さ8117	上水道 課
ごてんば2	ランドクルー ザー	富士山 800 さ2852	管理維持課	ごてんば 73	トヨタランドク ルザーブロード	沼津 800 す1322	上水道 課
ごてんば3	エクストレイ ル	富士山 303 と4356	管理維持課	ごてんば 74	ホンダアクティ トラック4WD	沼津 480 い6164	上水道 課
ごてんば5	エクストレイ ル2号機	富士山 303 す6471	道路河川課	ごてんば 75	ホンダアクティ トラック4WD	沼津 41 あ2253	上水道 課
ごてんば9	小松グレーダ ー(小)	沼津 00 る733	管理維持課	ごてんば 76	ホンダアクティ トラック4WD	沼津 480 い4795	上水道 課
ごてんば 10	マツダ スクラム	富士山 581 き4600	道路河川課	ごてんば 77	ホンダバモス	沼津 50 は151	上水道 課
ごてんば 11	トヨタランド クルーザーブ ロード	富士山 803 さ937	危機管理課	ごてんば 78	スズキジムニ ーステーション ワゴン	沼津 580 い1361	上水道 課
ごてんば 14	エクストレイ ル3号機	富士山 303 せ4774	管理維持課	ごてんば 91	水道庁舎1階	(携帯局)	上水道 課
ごてんば 16	三菱軽	富士山 581 え7417	道路河川課	ごてんば 92	水道庁舎1階	(携帯局)	上水道 課
ごてんば 17	いすゞ 2Tダンプ	富士山 703 さ4548	管理維持課	ごてんば 93	水道庁舎1階	(携帯局)	上水道 課
ごてんば 18	小松グレーダ ー(大)	沼津 00 る313	管理維持課	ごてんば ぼうたい1	東館2階	(移動局)	危機 管理課
ごてんば 23	スズキ エブリー	富士山 481 あ281	財政課	ごてんば ぼうたい 57	東館2階	(移動局)	危機 管理課
ごてんば 24	三菱 530 バケット(大)	沼津 99 る530 (川柳土場)	管理維持課				

(参考) ごてんばぼうたい1・57を除き、その他は令和3年5月31日で免許更新を終了

資料5 雨量計等設置場所

位 置	所 管	観 測 項 目
萩 原	気象庁 静岡地方气象台	風向風速・気温・雨量・日照時間
神 山	国土交通省 沼津河川国道事務所	雨量

板 妻	//	雨量
中 畑	//	雨量
竈	静岡県	雨量
消防本部	御殿場市・小山町 広域行政組合消防本部	風向風速・気温・雨量・湿度・気圧・積雪
富士岡分署	//	風向風速・気温・雨量・湿度・積雪
西分署	//	風向風速・気温・雨量・湿度・積雪
小山消防署	//	風向風速・気温・雨量・湿度・積雪
須走分署	//	風向風速・気温・雨量・湿度・積雪

## 資料6 御殿場市の水防配備基準

配備区分	配備基準	配備要員
第1次 事前配備	静岡地方気象台から御殿場市に大雨・洪水注意報等が発令されたとき	危機管理課は、情報収集体制を整える。時間外にあっては自宅待機とする。
第2次 事前配備	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 静岡地方気象台から御殿場市に大雨・洪水警報等が発令されたとき</li> <li>2 市及び小山町内の各雨量計の時間雨量が40mm、3時間雨量が100mm、24時間雨量が150mmを越えたとき</li> <li>3 積雪20cm/12h以上に達したとき</li> <li>4 台風の予想進路等で明らかに影響があると予想されるとき</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 危機管理課は、左記の報に接したときは、警戒体制を整える。この場合、第1次非常配備出務者には、第1指令が発せられたものとする</li> <li>2 危機管理監は、左記の状況により配備体制を検討するため判定会を招集する。</li> <li>3 通信指令課員は休日及び平日夜間において、左記の報が発せられたときは、すみやかに危機管理監に通報するとともに、毎時の雨量等を報告する。</li> <li>4 危機管理監は、判定会の決定に基づき水防管理者と協議し、水防本部の設置を指令するものとする。</li> <li>5 危機管理監は、前号の指令と同時に御殿場地域振興センター所長及び各支所長に支部の設置を指令する。 【危機管理監、危機管理課1/2】</li> </ol>
第1次 非常配備	具体的な水防活動を必要とするに至るまで、時間的余裕があると認められるとき	事態の推移に伴い、速やかに第2次非常配備ができる体制 【危機管理監、危機管理課全員、秘書課長、企画課長、魅力発信課長、広報・情報発信S統括、未来プロジェクト課長、総務課長、人事課長、人事研修S統括、道路河川課長、管理維持課長、教育総務課長、消防本部警防課長】
第2次 非常配備	水防活動を必要とする事態の発生が予想されるとき	所属人員の約半数を動員し、水防活動の必要な事態が発生すれば、そのまま水防活動が遅滞なく遂行できる態勢 【危機管理監、危機管理課全員、秘書課長、秘書S統括、企画課長、企画調整S統括、魅力発信課長、未来プロジェクト課長、プロジェクト推進S統括、総務課長、総務・選挙S統括、管財課長、管財契約S統括、人事課長、環境課長、環境政策S統括、道路河川課長、工事S全員、管理維持課長、維持S全員、教育総務課長、庶務S統括、支部統括、消防本部警防課長、消防防災S統括、全消防団員の概ね1/2、水防職員の内指名する者】
第3次 非常配備	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 事態が切迫し、完全な水防態勢の必要が予想されるとき</li> <li>2 気象庁より特別警報が発表されたとき</li> </ol>	所属人員全員を動員する完全な水防体制 【危機管理監、危機管理課全員、秘書課長、企画課長、魅力発信課長、未来プロジェクト課長、総務課長、人事課長、環境課長、道路河川課長、管理維持課長、教育総務課長、支部地域振興S全員、消防本部警防課長、消防団全団員、水防職員全員】
解除	水位が下降して水防活動の必要がなくなったとき	
<p>※ 第2次非常配備体制以降は、支部職員は支部の連絡体制を確立する。</p> <p>※ 支部派遣職員及び避難所派遣職員は第2次非常配備体制以降自席または自宅待機とし、常に居所を明確にしておくものとする。</p> <p>※ 上記要員以外にも状況に応じて必要な所属職員の配備を要請する場合がある。</p> <p>その他の注意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 水防本部員、消防団員及び水防職員は、常に気象状況の変化に注意し、かつ、水防指令の命令が予測されるときは、出勤しなければならない。</li> <li>2 第1次非常配備指令発令後は、できる限り不急の外出は避け、待機するとともに、常に居所を明確にしておくものとする。</li> <li>3 非常勤務者は、交替者と引継ぎを完了するまでは、その勤務場所を離れてはならない。</li> <li>4 交替者は、あらかじめ自己の勤務すべき時期を確認しておき、水防事務に支障をきたさないようにしなければならない。</li> </ol>		

### 消防団に対する非常配備基準表

配備区分	配備基準	配備態勢
待 機	水防に関係のある気象の警報が発表されたとき	消防団の連絡員を本部に詰めさせ、団長は、その後の情勢を把握することに努め、また、一般団員は直ちに次の段階に入り得るような状態におく
準 備	河川の水位が上昇し、なお上昇の恐れがあり、かつ出動の必要が予測されるとき	消防団の分団長及び部長は、所定の詰所に集合し、資機材及び機具の整備点検、作業員の配備計画に当り、重要水防箇所の巡視等のため、一部団員を出動させる
出 動	河川の水位がなお上昇し、出動の必要を認めるとき	消防団の全員が所定の詰所に集合し警戒配備につく
解 除	水防本部長より解除の指令をしたとき	
<p>注意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 水防活動(避難誘導や水防作業)の実施に当たり、消防団員自身の安全は確保しなければならない。</li> <li>2 出動の際は、必要に応じ、ライフジャケット等の安全具を装着する。</li> <li>3 消防団員は、出動間によく家事を整理し、万一家人が退避する場合における退避要領等を家人に伝え、後顧の憂いをなくし、一旦出動した場合は命令なくして部署を離れたり勝手な行動をとってはならない。</li> <li>4 作業中は、終始敢闘精神をもって上司の命に従い、団体行動をとらなければならない。</li> <li>5 作業中は、私語を慎み、言動に注意し、特に夜間は「溢水」「破堤」等の想像による言語を用いてはならない。</li> <li>6 命令及び情報の伝達は、特に迅速正確及び慎重を期し、みだりに人心を動揺させたり、いたずらに団員を緊張によって疲れさせないよう留意し、最悪時に最大の水防能力が発揮できるように心掛けること。</li> <li>7 洪水時において堤防に異状が起る時期は、滞水時期にもよるが、大体水位が最大のとき又は、その前後である。しかし、法崩れ陥没等は通常減水時に生じる場合が多い(水位が最大洪水位の4分の3位に減少したときが最も危険)から、洪水が最盛期を過ぎても完全に終息するまで警戒を厳にすること。</li> <li>8 水防解除後は人員、資機材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告する。</li> <li>9 使用した資機材は、手入れをして所定の位置に整備する。</li> </ol>		

## 資料7 御殿場市水防協議会条例

昭和56年9月18日  
条例第26号

(趣旨)

第1条 水防法(昭和24年法律第193号)第34条第1項の規定に基づき、御殿場市水防協議会(以下「協議会」という。)を置き、その運営については水防法に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(会長の職務)

第2条 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

2 会長に事故あるときは、会長のあらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議の招集)

第4条 協議会の会議は、会長が招集する。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、市長の定める部課において処理する。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年3月10日条例第8号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成24年12月17日条例第33号)

この条例は、公布の日から施行する。

## 資料8 御殿場市水防本部運営要領

(目的)

第1条 この要領は、御殿場市水防計画に基づき、御殿場市水防本部(以下「水防本部」という。)の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 水防本部に支部及び班を置き、支部に支部長を、班に班長を置く。

(本部長及び副本部長)

第3条 水防本部長(以下「本部長」という。)は、御殿場市長をもって充て、副本部長(以下「副本部長」という。)は、御殿場市副市長をもって充てる。

2 副本部長は、本部長に事故あるときは、御殿場市副市長の事務分担及び市長の職務代理の順序に関する規則(平成19年規則第5号)第4条に定める順位によりその職務を代理する。また、副本部長に事故あるときは、危機管理監以下各部長が御殿場市部等設置条例(昭和57年御殿場市条例第22号)第1条に定める部の順位によりその職務を代理する。

(水防長等)

第4条 水防長は危機管理監、警防本部長は消防本部消防長、支部長は御殿場地域振興センター所長及び各支所の支所長、本部員は消防団長、教育長、企画部長、総務部長、環境部長、都市建設部長の職にある者をもって充てる。

2 水防長は、水防事務を掌理し、迅速かつ的確な水防事務の遂行を図り、本部長、副本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 本部員は、それぞれ所管する班が実施する水防対策の実施状況を把握し、本部長に報告するとともに、それぞれ所管する班と水防本部との調整にあたるため、自ら水防本部に出向し、又は、代理者を水防本部に派遣するものとする。

(判定会)

第5条 判定会は、危機管理監が掌理し、危機管理課長、秘書課長、魅力発信課長、総務課長、人事課長、管理維持課長、教育総務課長及び消防本部警防課長をもって構成する。

2 判定会は、必要があると認めるときは、関係する者の出席を求めることができる。

(配備指令)

第6条 水防本部の設置が指令されたときは、職員は次により行動する。

1 第2次非常配備体制の場合

(1) 待機

あらかじめ水防職員に指名されている職員のうち、第2次配備体制要員は、ただちに水防作業に従事できる服装で自席にて待機するものとする。

(2) 出動

出動指令を受けた水防職員は、ただちに指定された場所に集合し、水防長の指示を受けるものとする。

2 第3次非常配備体制

(1) 出動

ア 水防職員は、全員ただちに水防作業に従事できる服装で指定された場所に集合し班長の指揮のもとに水防活動にはいる。

イ 水防事務担当者は、災害対策本部設置の場合に備えて、事務の移行に対応できるよう体制を整えておくものとする。

3 水防班の編成

水防班の構成は概ね次のとおりとする。

班長 1名 (水防長の指名する者)

班員 10名 (関係各課の職員とあらかじめ指名されている水防職員)

(本部員会議)

第7条 本部長は、水防活動の実施について協議するため、必要に応じて本部員会議を招集する。

2 本部員会議は、本部長、副本部長、警防本部長、本部員及び水防長の指名する者をもって構成する。

3 各班長は、それぞれの分掌事務に関して、本部員会議に必要な資料を提出するものとする。

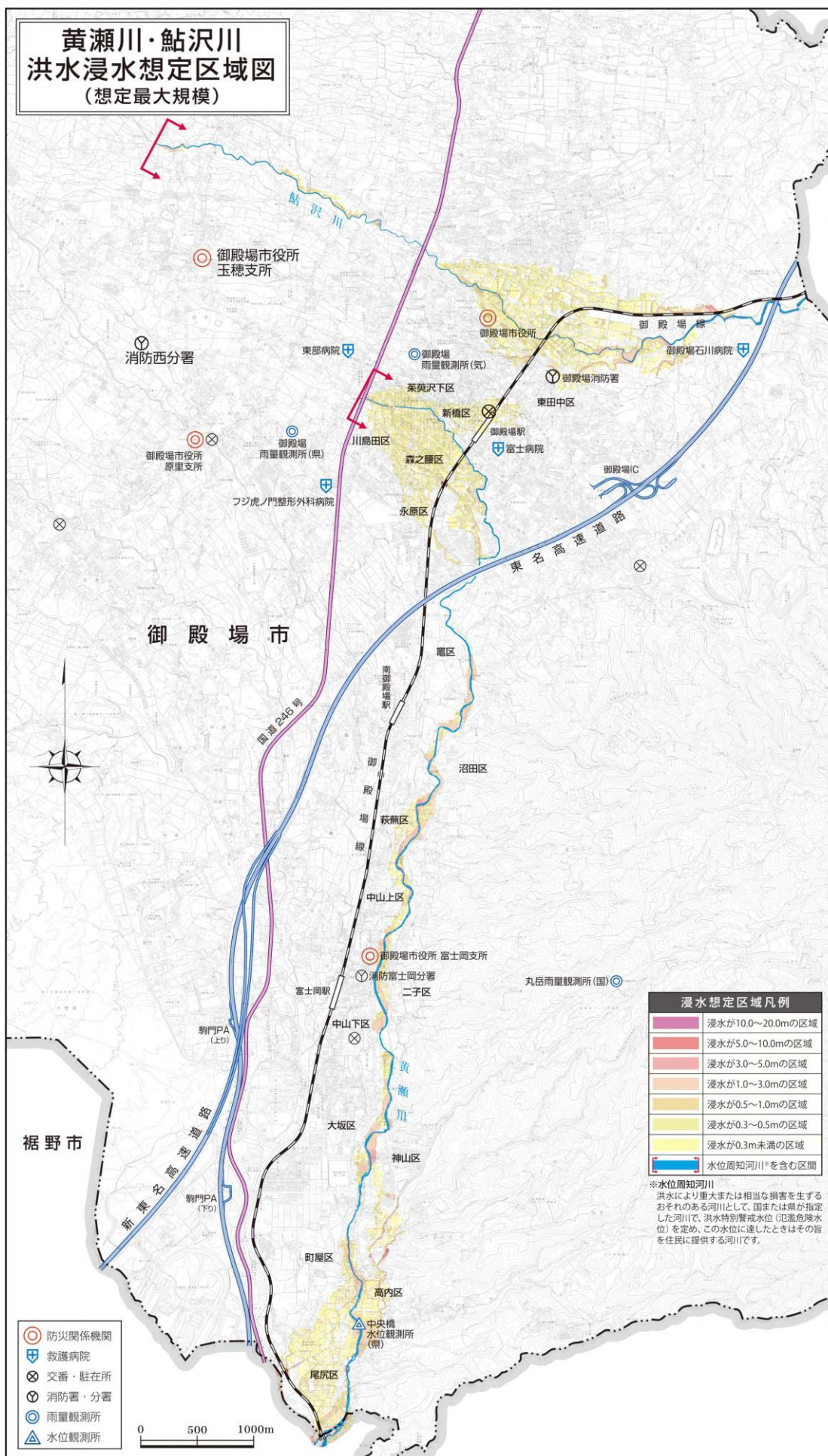
(水防本部の廃止)

第8条 本部長は、気象警報が解除されたとき、又は、水防活動の必要がないと認めるときは、水防本部を廃止する。この場合、水防本部が行った残務処理が終了した段階で廃止するものとする。

2 災害発生等による災害対策本部設置の場合は、その時点をもって自動的に水防本部の廃止となる。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、水防本部に関する活動事項については、御殿場市水防計画の定めるところによる。







別紙様式

# 水防活動実施報告書

自 年 月  
至 年 月

( 都道府県 )

区 分	水 防 活 動		使 用 資 材 費			左のうち主要資材35万円以上使用団体分			備 考
	団 体 数	活 動 延 人 員	主 要 資 材	そ の 他 資 材	計	団 体 数	使 用 資 材 費		
							主 要 資 材	そ の 他 資 材	
県(都道府)分		人	円	円	円				
前 回 迄	—	—							
月 分	—	—							
月 分	—	—							
月 分	—	—							
小 計	—	—							
累 計	—	—							
水防管理団体分									
前 回 迄									
月 分	( )								
月 分	( )								
月 分	( )								
小 計									
累 計							円	円	円

35

(作成要領)

1. 「前回まで」欄は前回報告分にかかる「累計」欄の数及び金額を記入すること。
2. 「団体数」欄は括弧書きには、当該月内に水防活動を行った水防管理団体数を、その他の欄には水防管理団体の実数を記入すること。
3. 「月分」欄は、当該月間の対象月数に応じ区分すること。ただし、水防活動を行わない月の欄は不要。
4. 「主要資材」欄は、俵、かます、布袋類、たたみ、なわ、竹、生木、丸太、くい、板類、鉄線、釘、かすがい、蛇籠、置石、及び土砂の使用額を記入すること。
5. 「左のうち主要資材35万円以上使用団体分」の各欄の記入は、水防管理団分の「累計」欄のみ記入すること。

